

「学生納付特例制度」を「ご利用ください」

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、公的年金への加入が法律で義務付けられています。学生も20歳から加入する必要がありますが、保険料の納付が困難な場合には、在学期間中の保険料を社会人になつてから納められる「学生納付特例制度」があります。

この制度では原則4月から翌年3月までの保険料納付が猶予されます。承認された期間は、老齢基礎年金、障害年金や遺族年金請求時の受給資格期間の計算に入入されます。

特例が承認された期間の保険料は10年以内であれば追納することができます。卒業後は忘れず追納してください。ただし、追納する場合は、その承認を受けてから3年度目になると当時の保険料に加算金がつきます。

▼申請に必要なもの：国民年金手帳・学生証（コピー可）または在学証明書・印かん（認印）・雇用保険受給資格者証など（コピー可）

※審査には相当の日数を必要とします。結果がご自宅に届く前に、保険料納付案内書の送付や保険料の督促などがある場合があります。

☎広島南年金事務所 ☎253・7710 / 住民課 ☎820・5604

腎臓機能障害者の

通院費を助成します

☎人工透析治療を受けるため通院している在宅の腎臓機能障害者※要事前申請

▼助成額：通院1回につき、バス運賃及び公共交通機関運賃の30%に相当する額

▼手続きに必要なもの：①身体障害者手帳②印鑑

☎福祉課 ☎820・5605

障害者・難病患者等への補装具と日常生活用具を給付します

▼補装具：身体上の障害を補うための補装具の交付・修理を行っています。補装具の種類によっては交付・修理の際、県の判定が必要なものがあります。

☎身体障害者手帳を所持している人及び難病患者等（品目の例）義肢、車いす、歩行補助つえ、義眼、眼鏡、補聴器、座位保持器具等

▼日常生活用具：日常生活がより円滑に行えるよう、日常生活用具を給付します。☎身体障害者手帳・療育手帳・精神手帳を所持している人及び難病患者等（品目の例）入浴補助用具、頭部保護帽、火災警報器、点字器、ストーマ装具等

【共通事項】障害の程度、種類等によって、対象となる種目が定められています。また、介護保険対象者は介護保険制度の利用が優先されます。

▼所得制限：世帯の中に市町村民税所得割が46万円以上の人がいる場合は、対象外となります。

【負担額】原則、基準額の1割です。ただし、世帯の所得状況に応じて自己負担金の上限額が設定されます。基準額を超える部分については自己負担です。なお、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の人がいる場合は対象外となります。

※購入・修理前に必ず福祉課へご相談のうえ、申請してください。

☎福祉課 ☎820・5605

難聴児への補聴器購入費を助成します

言語やコミュニケーション能力の向上を促進するために、中度・軽度の難聴児への補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

▼対象者：①町内に住所を有する18歳未満の人②原則として両耳の聴力レベルが30デシベル以上の人③身体障害者手帳の交付の対象と

ならない人

▼所得制限：世帯の中に市町村民税所得割が46万円以上の人がいる場合は、対象外となります。

▼対象経費：補聴器の購入及び更新に要する費用（修理は、対象外）

▼自己負担額：補聴器購入に係る費用の1/3及び補助基準額を超えた額

▼手続きに必要なもの：①印鑑②医師の意見書③意見書に基づき補聴器販売業者が作成した見積書

※購入前に必ず福祉課へご相談のうえ申請してください。

☎福祉課 ☎820・5605

悩み・困りごととは

「民生委員・児童委員」に相談してください。

民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立って、安心して暮らしやすい地域社会をつくるために、無報酬で活動しています。

熊野町では、現在44人の民生委員・児童委員と3人の主任児童委員（以下「民生委員」）で構成され、ひとり暮らし高齢者の見守り、地域の集会所等で開催するふれあいサロン（ミニデイホーム）の運営、小中学校・高校での挨拶運動、授業参観や先生との懇談会を通じた子どもの見守りなどに取り組んでいます。

▼こんな心配ごと・悩みごとはありませんか？

- ・ひとり暮らしで心細い
- ・健康・医療について不安
- ・子どもの学校生活での心配
- ・子育て・妊娠中の不安や心配
- ・家族の介護での困りごと
- ・福祉サービスについて



熊野町民生委員・児童委員協議会 会長 内藤 恒雄さん

（民生課）

▼まずは相談してください

私たち民生委員は皆さんの身近な相談相手です。悩みごとや困りごとなど解決に向けて、関係機関の支援が受けられるようにつないでいくパイ役です。

民生委員には守秘義務がありますので、安心して相談してください。

戦没者等の遺族の皆さんへ第10回特別弔慰金の申請を受け付けます

戦没者などの死亡当時の遺族で、今年4月1日において公務扶助料や遺族年金などの受取人（戦没者などの妻や父母）がいない場合に、戦没者の死亡当時に生まれていた遺族の1人が請求することができます。

ただし、支給順位など条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

▼受付期間：平成30年4月2日まで

▼支給内容：額面25万円5年償還の記名国債

▼受付窓口・問い合わせ先 民生課 ☎820・5635

子育て支援センター エンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定（いずれも11:30に終了）

実施日	開始時間	行事（講師・敬称略）
11日(月)	9:00	わくわくキッズ（2歳以上）※親子リトミック11:00～
12日(火)	9:00	ふわふわベビー（11ヶ月までの乳児・妊婦）
13日(水)	10:30	子育てなるほど講座「こどもの歯」
15日(金)	9:30	とことこエンゼル（1歳～1歳11ヶ月）
19日(火)	10:30	子育て懇談会（金澤綾子）
6月2日(火)	9:30	ふわふわベビー（11ヶ月までの乳児・妊婦）
6月3日(水)	10:30	子育てなるほど講座「絵本」
6月8日(月)	9:30	11ヶ月までの乳児 ※親子リトミック11:00～

●おひさまルーム（上記日程以外の9:30～11:30）

●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。 ※パステルルーム開催日に西部地域健康センター内子育て支援センターでも「おひさまルーム」を行います。

実施日	開始時間	場 所
12日(火)	10:00	東部地域健康センター（要申込）
21日(木)	9:30	中央ふれあい館
6月9日(火)	10:00	東部地域健康センター（要申込）

※東部地域健康センターでは親子ふれあい体操を行います。

●ほっとるーむ（月～金曜日13:00～15:30）

※第3水曜日のみほっとるーむベビー（11か月までの乳児対象） ※28日(木)は健診のためお休みです

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●「うたとおはなしの広場」

（第1・3金曜日14:30～15:00）
●「パパとおひさま」(毎月第2土曜日) 9:30～11:30
お父さんととっておきの楽しい時間を過ごしましょう。町内在住の親子さん、里帰りの親子さん遊びに来てください。もちろんご家族もOK！
※いずれの事業も変更する場合があります。子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

●ファミリー・サポート・センター提供会員募集中

「子どもを預かって欲しい人(依頼会員)」「子どもを預かる人(提供会員)」「依頼も提供も行う人(両方会員)」の入会登録をし、会員同士の合意のもとに行う子育ての相互援助システム(有償ボランティア)です。子育てしやすい環境を整えることを目的に実施しています。提供会員の活動に興味のある方、空いた時間に協力を頂ける方などご連絡下さい。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター

(西部地域健康センター内) ☎820-5502 ☎820-5503
開設日時 (※年末年始、祝日除)：月～金曜日9:30～17:00
第2土曜日9:30～11:30
(子育て相談(要予約)月～金曜日 13:00～17:00)

ひだまりサロン情報

▼障害のある人やご家族が集うサロンを毎月開設しています。☎5月21日(木)14時～16時 ☎スペースぶなの森(貴船2番20号)☎無料(飲物、材料などは実費)☎福祉課☎820-5605

STOP9 わが家の「ケータイルール」

夜9時以降、児童生徒はテレビゲーム・スマホをやめて、十分な睡眠を取りましょう。毎朝欠かさず朝食を食べ、基本的な生活習慣を身に付けましょう。